道路の供用開始 知事指定薬物の指定

告

示

目

次

道 (薬 一路維 務 水 持課) 道課)

_; _;

岐阜県告示第九十八号

「条例」という。) 第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するの 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下

令和三年三月十五日

岐阜県知事

古

田

知事指定薬物の名称

TINACA)

チル 一H インダゾール 三 カルボキサミド及びその塩類 (通称ADB BU (一 アミノ 三・三 ジメチル 一 オキソプタン 二 イル) ブ

2 (通称三F = PCP、 | Fluoro PCP) (三 フルオロフェニル) シクロヘキシル] ピペリジン及びその塩類

3 = ル=アセテート及びその塩類(通称四(AcO)EPT) {ニ [エチル (プロピル) アミノ] エチル} ーH インドール 四 イ

4 エチル= (R) 二 (四 フルオロフェニル) 二 [(R) ピペリジン

二 イル] アセテート、エチル=(S) 二 (四 フルオロフェニル) 二 四 Fluoroethylphenidate) **[(S) ピペリジン 二 イル] アセテート及びそれらの塩類 (通称threo**

5 二 イル] アセテート、エチル= (S) ニ エチル= (R) 二 (四 フルオロフェニル) R ピペリジン ニ イル]アセテート及びそれらの塩類 (通称eryth (四 フルオロフェニル) ニ ニ [(S) ピペリジン

毎週 (金曜日)

岐 阜

県 公 報

号 外

発行

外 令

号

和 Ξ 年 Ξ 月十五日

示

告

で、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月十五日

外 (1)

号

類の道 種路

路

線

名

 $\overline{\mathbf{X}}$

間

ル₍延 イ

の 期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

r

0

四

Fluoroeth ylphenidate)

(2)

指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれが

あると認められるため。 指定の効力が発生する日

令和三年三月十六日

岐阜県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和三年三月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課

令和三年三月十五日

岐阜県知事 古

田

占四八・四

三令 • 和

県道

市笠下 之 倉原石 線

二八番地先から多治見市市之倉町一〇丁目四

七八番一地先まで
市同
町一二丁目二

岐阜市薮田南二丁目一番一号 庁 県

発 発 行 行

所者

岐 岐

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐 阜

文

芸 社